



寄 附 行 為

令和4年（2022年）1月1日改正施行

学校法人淀之水学院

大阪府指令教私第 2 5 0 4 号

大阪市此花区朝日一丁目 1 番 9 号

学校法人 淀之水学院

令和 3 年 1 1 月 8 日付けで申請のあった寄附行為の変更を認可します。

令和 3 年 1 2 月 2 4 日

大阪府教育長 橋 本 正 司 公印

学校法人淀之水学院 寄附行為

令和4年1月1日改正施行

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、学校法人淀之水学院と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を大阪市此花区朝日1丁目1番9号(昇陽高等学校内)に置く。

第2章 目的及び設置する学校

(目 的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法に基づき、学校を設置するを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 昇陽高等学校 全日制課程 普通科 福祉科
- (2) 昇陽中学校

第3章 役員及び理事会

(役 員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事5人以上8人以内
- (2) 監事2人

2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 昇陽高等学校の校長
- (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者2人
- (3) 学識経験者のうち理事会において選任した者2人以上5人以内

前項第1号及第2号の理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(理事長の職務及び代理代行)

第7条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長のあらかじめ指名した他の理事が順次に理事長の職務を代理し又は理事長の職務を行う。

(理事の代表権の制限)

第8条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(監事の選任)

第9条 監事は、この法人の理事、職員(校長、教職員を含む。以下同じ。)、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(親族関係者等の制限)

第9条の2 この法人の理事のうちには、各理事についてその親族その他特殊の関係がある者が一人を超えて含まれることになってはならない。

2 この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(そ

の親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の職員が含まれることになってはならない。

3 この法人の監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(役員任期)

第10条 役員(第6条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。)の任期は、4年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務(理事長にあっては、その職務を含む。)を行う。

(役員補充)

第11条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第12条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき

(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は、次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(監事の職務)

第13条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

(4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

(5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを大阪府教育長に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

(6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

(7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第14条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の3分の2以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。

- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(議事録)

- 第15条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
 - 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

- 第16条 この法人に、評議員会を置く。
- 2 評議員会は、11人以上17人以内の評議員をもって組織する。
 - 3 評議員会は、理事長が招集する。
 - 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
 - 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
 - 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
 - 7 評議員会に議長を置き、理事長をもって充てる。
 - 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
 - 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
 - 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
 - 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

- 第17条 第15条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議

員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第18条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (3) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (4) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (5) 寄附行為の変更
- (6) 合併
- (7) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (8) 寄附金品の募集に関する事項
- (9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第19条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第20条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 昇陽高等学校の校長
 - (2) この法人の職員で理事会において推せんされた者のうちから、評議員会において選任した者 2人
 - (3) この法人の設置する学校を卒業した者で年令25年以上の者のうちから、理事会において選任した者 1人又は2人
 - (4) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 6人以上10人以内
 - (5) この法人の設置する学校の在学者及び卒業生の父母若しくは保護者のうちから、理事会において選任した者 1人又は2人
- 2 前項第1号及び第2号に規定する評議員は、校長及びこの法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(任期)

第21条 評議員の任期は、4年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第22条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 評議員は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡

第5章 資産及び会計

(資産)

第23条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第24条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第25条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限りこれを処分することができる。

(積立金の保管)

第26条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第27条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、運用財産中不動産及び積立金から生ずる果実、授業料、入学金、試験料、その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第28条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算及び事業計画)

第29条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第30条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の監査を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 決算において剰余金があるときは、その一部又は全部を運用財産中積立金に編入し又は次会計年度に繰りこすものとする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第31条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第32条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。)を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準(以下「財産目録等」という。)及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合(財産目録等(役員等名簿を除く。)にあつては、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合に限る)には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(役員の報酬)

第33条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第34条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第36条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 大阪府教育長の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては大阪府教育長の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては大阪府教育長の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第37条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第38条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て大阪府教育長の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第39条 この法人の寄附行為を変更しようとするときは理事会において出席した理事3分の2以上の議決を得て、大阪府教育長の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、大阪府教育長に届け出なければならない。

第8章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

第40条 この法人は、第32条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(責任の免除)

第41条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第42条 理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金4万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高

い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は昇陽高等学校掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第44条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

1、この寄附行為は、昭和26年3月8日認可日から施行する。

2、この法人組織変更当初の役員は次の通りとする。

理事長	大阪市福島区堂島浜通4の6	木村 幸次郎
理 事	東京都世田谷区玉川等々力町1の2083	大屋 晋三
〃	大阪市西淀川区佃町3丁目455の1	木村 秀吉
〃	大阪市福島区上福島中2丁目64	上村 三四郎
〃	豊中市吉野通2丁目14	安藤 利三郎
監 事	大阪市此花区伝法町北4の49	河村 由太郎
〃	芦屋市伊勢町68	橋本 卓三

昭和40年6月22日改正

昭和42年7月22日改正

昭和51年9月1日改正

昭和59年3月1日改正

平成4年3月24日改正

平成9年3月26日改正

平成17年2月8日改正

平成20年2月4日改正

平成20年5月23日改正

平成21年2月17日改正

平成22年4月1日改正

令和2年3月4日大阪府教育長認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

(第6条から第38条までのうち22カ条の一部改正、及び、6カ条の新設)

令和3年12月24日大阪府教育長認可のこの寄附行為は、

1 令和4年1月1日から施行する。

(第9条の2の新設、第10条の一部改正、第20条の一部改正)

2 前項の規定にかかわらず、改正後の第10条の規定は、この寄附行為施行の日以降に選任される役員から適用する。